

住民基本台帳ネットワークシステム

8月25日から

第二次稼働開始

3回にわたって市報でお知らせしてきました「住民基本台帳ネットワークシステム第二次稼働」について、今号では、住民カードの交付手続き等をお知らせします。

市民課(☎内線1461、☎内線2131)

8月25日(月)から住民基本台帳ネットワークシステム第二次稼働が開始されます。これに伴い、住民基本台帳カード(住民カード)が交付されます。

住民カードは、個人情報保護のために高度なセキュリティ機能を備えたICカードです。住民票コードやパスワード等が記録され、住民ネットワークにおける本人確認に利用できます。

このカードをお持ちの方は、転入転出手続きを簡素化することができたり、住所地以外の市区町村の窓口で住民票の写し(戸籍表示省略のもの)の交付を受けることができます。

カードは2種類、表面に写真なしで氏名が記載されたAタイプと、写真付きで氏名、生年月日、性別、住所が入ったBタイプがあります。

カードの交付手続

受付場所 市民課(田無庁舎2階、保谷庁舎1階)

8月25日(月)から交付申請を受け付けます。

受付時間 午前9時~11時30分、午後1時~4時30分
西東京市では、代理人による申請受付およびカード引き渡しは行いませんので、ご

注意ください。

交付手続きに必要なもの
運転免許証、パスポートその他の官公署が発行した顔写真の貼付してある免許証、許可証、資格証明書等(カード申請者が本人であることの確認用)
写真の貼付してある証明書等をお持ちでない方は、照会書をご自宅に郵送する方法で本人確認をさせていただきます。

申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、無背景の写真(縦4.5センチ×横3.5センチ以下)：Bタイプの方のみ
写真は、市民課で無料で撮影することもできます。
Bタイプのカードは、行政機関への申請時の本人確認に身分証明として利用できます。

交付手数料 1件500円
住民カードの暗証番号
カード交付時に、カードの持ち主がご本人であることを確定するために必要なパスワード(4けたの暗証番号)を申請者に設定していただきます。

カードの有効期間は、発行日から10年です。

カードの引き渡し

当面の間、混雑が予想されますので、カードの引き渡しは後日になります。カード発行準備ができ次第、ご本人あてに「交付案内通知」を送付します。通知書を持参のうえ、必ずカード名義ご本人が受け取りにおいでください。

カードの失効

有効期間が満了した時、転出をした時、住民票コードを変更した時等政令で定められた事由に該当する場合効力を失います。

住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)

住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)は、住民基本台帳を管理する全国の市区町村と都道府県、さらに都道府県知事の委任を受けた指定情報処理機関を専用回線で結んだネットワークです。

昨年8月5日に第一次稼働を開始し、住民票の情報のうち4情報(氏名・生年月日・性別・住所)、住民票コードとこれらの変更情報(本人確認情報)を保有することにより、全国共通の本人確認が可能となりました。これに伴い、一般旅券の新規申請時に住民票の写しの添付が不要になる等、国や行政機関の届出等でこれまで必要だった手続きの簡素化が進んでいます。

8月25日から開始される第二次稼働では、住民票の写し(戸籍表示省略のもの)の広域交付、転入転出手続きの簡素化(付記転出、転入)、住民カードの交付が実施されます。

失い、カードは返納していただきます。

住基カードの再交付

次のような場合、住基カードの再交付を申請することができます。

○カードを紛失、焼失した場合等

○住基カードの有効期間の満了する日までの期間が3か月未満となった場合
再交付には、新たに500円の手数料がかかります。

住基カードを紛失した場合、電話または窓口で紛失届をすることができ、紛失届を受けた場合、カード運用状況を一時停止します。

住基カードを紛失した場合

住基カードを紛失した場合、電話または窓口で紛失届をすることができ、紛失届を受けた場合、カード運用状況を一時停止します。

都市計画審議会委員を募集します

審議内容 土地利用、都市施設、市街地開発事業等に関する都市計画の案について
回数 年6回程度(平日昼間)

応募方法 「私の考える魅力的な都市づくり」についての作文を800字程度にまとめ、8月29日(金)必着までに提出
現在、他の審議会等

に参加している方は応募できません。
募集人数 2人
任期 10月1日から2年間
報酬 月額1万800円
都市計画課(☎内線2411、☎202 8555 西東京市役所保谷庁舎)



お知らせ

ファミリー・サポート・センター説明会
地域の中で子どもを預けたいファミリー会員の説明会です。



説明会 8月28日(木) 午前10時・保谷東分庁舎会議室
申込 ファミリー・サポート・センター事務局(☎38・4121)

子育て支援課(☎内線1521) 審議会等開催情報
会議の日程・議題等は、変更となる場合があります。傍聴を希望する方は、担当課へお問い合わせください。

会議名担当課(内線)ノとき
ノところノ議題ノ傍聴人数
社会教育委員の会議(社会教育課・内線2711)：8月19日(火)午後2時・保谷庁舎3階会議室・今期の活動計画・10人
青嵐中学校建替協議会(教育庶務課・内線2614)：8月19日(火)午後3時・青嵐中学校・基本設計について・10人
生活安全のまち市民懇談会(生活文化課・内線1425)：8

国民年金

国民年金は将来を支えます

国民年金などの公的年金には、個人年金や貯蓄にはない、公的年金だからできることがあります。それは、賃金や物価の上昇にあわせて年金額がスライドすること、終身にわたって支給されること、万が一病気やけがで障害者になったときには、障害基礎年金が支給されることです。また、国民年金に加入中の、老齢基礎年金を受ける資格のある人が死亡した場合、その人の子のある妻または子(18歳未満の子か、または20歳未満で障害のある子)に支給される遺族基礎年金があります。このように、将来の経済社

会がどのように変わろうとも、その社会で、それまでの生活と大きく変わらない暮らしのできる年金額が約束できるのは、公的年金が、社会全体で老後の生活を支え合う、世代間扶養のしくみだからです。公的年金にはこうした役割があることから、基礎年金の給付や事務費用は国庫負担により賄われています。また、税法上、納めた国民年金保険料全額が、所得控除されますので、減税にもなります。これに対して個人年金や貯蓄は、個人がライフスタイルにあわせて多様な老後生活を送るために、公的年金を補う役割をもっています。それぞれの役割を踏まえ、公的年金を土台として、個人年金や貯蓄を組み合わせて、老後の収入の確保に備えることが大切です。保険年金課(☎内線1493、☎内線2137、2138)

教育委員会の開催日程

とき 8月26日(火)午後2時30分から
ところ スポーツセンター会議室
議題 行政報告、傍聴人数 10人
教育庶務課(☎内線2611)



市議会定例会

平成15年第3回市議会定例会は、9月5日(金)から開催される予定です。本会議、委員会は、傍聴することができます。
なお、会議の日程や請願・陳情の提出期限については、議会事務局へお問い合わせください。
議会事務局議事課(☎内線1721、1722)

旧日本軍毒ガス弾等に関する情報提供のお願い

国は、被爆事故の防止を図るために、「終戦時における旧日本軍毒ガス兵器等の保有・廃棄」について全国調査を実施しています。つきましては、市民の皆さんに、市内に関する情報提供のご協力をお願いします。電話、ファクス等で8月21日(木)まで受け付けています。情報提供の際は、必ず氏名・住所・電話番号をお知らせください。
環境保全課(☎内線2211、2213、☎38・6282)